

2012年12月13日

大阪市ゆとりとみどり振興局
局長 楞川 義郎 様

大阪市職員労働組合
ゆとりとみどり振興局
支部長

2012年度の適正な業務執行体制の確保に関する申し入れ

局行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であります。また、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものと認識しています。

局は、本年3月に2012年度の適正な業務執行の確保に関する申し入れに対し、交渉事項にあらず、職員の労働条件に影響がないという考え方を示しました。その後、今年度に入り、8月の公募区長の配属など、年度途中としては比較的規模の大きい人事異動などが行われています。

これにより、8月に計画課技術職員1名、スポーツ部事務職員1名、10月に庶務担当事務職員1名の昇任による欠員が発生しており、さらに8月に協働課事務職員1名（係長ポスト）が年度途中で退職により欠員が発生し、年度当初に提示された業務執行体制からすると、職員の勤務労働条件に影響を与えていると考えています。

また、区シティマネージャー自由経費にかかる予算調製に見られるように、公募区長就任後、区長権限の強化によって、区関連業務が増大しており、この点からも年度当初に提示された業務執行体制からすると、職員の勤務労働条件に影響を与えていると考えています。

このようなことから、2012年度の業務執行体制にかかわって、以下のとおり申し入れを行うとともに、勤務労働条件に関することから、交渉事項として対応するよう申し入れます。

記

1. 年度当初の業務執行体制に比べ、昇任や退職等による欠員が発生している職場において、職員の勤務労働条件に影響を与えていることについて、局としての認識を明らかにせよ。
2. 2012年度月の超過勤務時間が、60時間を超えた職場における今後の超過勤務の見通しと、年度当初に提示された業務執行体制とのかかわりについて、局としての認識を明らかにせよ。
3. 天王寺動植物公園事務所にかかわる36協定に基づく協議経過に基づき、2012年度末までの間、職員を増員し、超過勤務を前提としない業務執行体制を構築せよ。

以上